

中国特許プラクティスにおける補正手続上の留意事項

2012年04月02日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. 実体的要件

中国特許法第33条*1において、発明及び実用新案の出願文書に対する補正が、出願当初の開示の範囲を超えてはならない旨、規定されています。

出願当初の開示の範囲については、審査指南第2部分第8章5.2.1.1（補正の内容および範囲）に規定されています。これによれば、(i) 出願当初の明細書及びクレームの文字どおりに記載された内容と、(ii) 出願当初の明細書及びクレームの文字どおりに記載された内容および明細書に添付された図面から直接的に疑う余地も無く確定できる内容とを含むと規定されています。

したがって、たとえば、上位概念を下位概念(出願当初開示されていない事項)に補正することや、新しい化合物の物性を追加する補正等は認められません。

【全6頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長：新井 孝政（大阪本部在籍）
外国専門部長代理：岡部 泰隆（大阪本部在籍）
TEL：06-6351-4384（代表）
E-Mail：iplaw-osk@harakenzo.com

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

*1 「出願人はその特許出願文書に対し補正を行うことができるが、発明及び実用新案の出願文書に対する補正は、元の明細書及び特許請求の範囲に記載された範囲を超えてはならない。」